

# ●●● 中小企業を応援します ●●●

区では、経営基盤の強化、販路開拓、人材の育成・確保等さまざまな支援事業があります。ぜひ、ご活用ください。

※法に定める「経営革新計画」の承認を受けた方等は、補助額増額等の特例を受けられる場合があります。各種補助金に関する相談窓口もあります

対象	
区内に本社がある中小企業等	
問合せ	
▶表①～⑤、⑬ ……………	経営支援課産業活性化係 ☎内線 4 5 8
▶表⑥～⑮ (⑭・⑮の製造業等) ……………	経営支援課経営支援係 ☎内線 4 5 9
▶表⑭・⑮・⑰ (卸売業・小売業・サービス業) ……………	産業振興課商業振興係 ☎内線 4 6 8

事業名	事業内容	対象経費	補助・利用内容
① 産学連携研究開発補助	大学等と産学連携により新製品・新技術を開発する際の経費を補助	共同研究・委託研究の実施に際して、大学等に支出した研究経費、委託費	対象経費の3分の2(限度額300万円)
② 試験研究機関活用補助	新製品・新技術を開発するために試験研究機関を利用した際の経費を補助	公設試験研究機関および区が指定する民間試験研究機関における機器利用、依頼試験等に要する経費	対象経費の2分の1(限度額5万円)
③ 企業課題相談支援	区が連携協定を締結する大学等の教員への技術課題・経営課題等の相談	教員の相談費用を区が原則として全額負担 ※遠隔地への派遣等、実費負担が発生する場合あり	各支援機関につき、対象経費全額(限度額は20万円)または年度内10回以内
④ 高度特定分野専門家派遣	区内企業が抱える、高度で専門的な知識やノウハウを必要とする課題を迅速に解決するために、事業再生・知的財産・技術開発・デザイン等のさまざまな分野の専門家を無料で派遣	専門家の派遣費用を区が原則として全額負担 ※特別区域外への派遣等、実費負担が発生する場合あり	1企業・1団体または個人につき、全分野の専門家を合わせて年度内10時間まで
⑤ 魅力発信PR動画製作補助	製品や技術力等、自社の強みをインターネットでPRするための動画の製作費用を補助	動画製作業者への委託費	対象経費の2分の1(限度額10万円) ※1企業1回限り
⑥ 新製品・新技術開発補助	平成30年度中に着手し、平成32年3月末までに開発が完了できる先駆的な新製品、新技術を開発する際の経費を補助 ※専門機関による審査があります(申込期限9月28日)	開発に要する材料・工具等の購入費、大型機械装置の賃借料、市場調査や分析のためのマーケティング調査費等の直接的経費	対象経費の2分の1(限度額200万円)
⑦ 産業財産権取得補助	取得が見込める特許権、実用新案権、意匠権、商標権の出願料等の経費の補助	産業財産権取得に要する出願料・登録料等の経費、弁理士費用	対象経費の2分の1(限度額15万円)
⑧ ISO認証取得補助	平成32年3月末までに取得が見込めるISO9000シリーズ認証、ISO14000シリーズ認証、ISO27000シリーズ認証、ISO22301認証、ISO50001認証に要する費用を補助	ISO認証取得に要する審査登録機関の審査、内部監査員養成のための研修、コンサルタントによる指導等に要する経費	対象経費の4分の1(限度額50万円)
⑨ 見本市等出展補助	国内・外で行われる販路拡張のための見本市・展示会・フェア等への出展料等を補助	会場使用料、展示装飾費、搬送委託費、パンフレット作成費、通訳費(国外展示会出展の場合のみ)	対象経費の2分の1(限度額20万円) ※国内展示会で初めて利用する場合および国外展示会への出展の限度額は30万円
⑩ セミナー・研修受講補助	公的支援機関等が実施する、経営力強化等をテーマとするセミナーの受講や企業内研修の開催に要する費用を補助	受講料、開催経費	対象経費の2分の1(限度額セミナー受講3万円、企業内研修開催10万円)
⑪ 中小企業倒産防止共済加入助成	「中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)」に新たに加入する際の掛金を補助 ※申請期間は新規加入日から6か月以内	加入月から6か月の掛金	対象経費の2分の1(限度額月額2万円)
⑫ 小規模企業共済加入助成	「小規模企業共済制度」に新たに加入する際の掛金を補助 ※申請期間は新規加入日から6か月以内	加入月から6か月の掛金	対象経費の2分の1(限度額月額1万円)
⑬ 中小企業退職金共済加入助成	「中小企業退職金共済制度」に新たに加入する際の掛金を補助 ※申請期間は共済契約後2年以内	加入月から12か月の掛金	対象経費全額(限度額は従業員1人につき2万円)
⑭ 小規模事業者経営力強化支援(設備補助)	区内で10年以上事業を営む小規模事業者(製造業は従業員20人以下、卸売業・小売業・サービス業は従業員5人以下)が生産・販売活動等で直接的に必要な設備を新たに導入または更新する際に必要な経費を補助	設備の購入に要する経費	対象経費の4分の1(限度額100万円) ※1設備あたり20万円以上のもの
⑮ 小規模事業者経営力強化支援(女性活躍整備補助)	女性の雇用継続や活躍等につながる環境整備をする際に必要な経費を補助	環境整備に要する経費	対象経費の4分の1(限度額100万円) ※20万円以上のもの
⑯ 小規模事業者経営力強化支援(ICT販売力強化補助)	販売力強化につながるECサイト構築やECモール出店に関する経費を補助	ECサイト構築費用・ECサイト出店費用	対象経費の4分の1(限度額20万円)
⑰ 小規模事業者経営力強化支援(集客力向上補助)	小売業・サービス業等が活動等により収益を得るために必要な備品を購入する際の経費を補助	備品の購入に要する経費	対象経費の4分の1(限度額5万円) ※5万円以上20万円未満のもの

※補助金は、原則として事前申請となります ※①、⑩、⑭～⑰は、消費税は補助対象から除く ※⑭～⑰は、表に記載の他、限度額は合算して100万円 ※⑤～⑦、⑨、⑭～⑰は、経営革新計画承認等による特例あり

## 歩きやすい きれいなまちに

### 道路に物を置いてはいけません

道路上に商品を並べることや、看板・のぼり旗等を置くことは、車・歩行者等の安全な通行を妨げるため、禁止されており、違反した場合は罰則があります。 ※道路を不法占用した者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金

### 道路上の袖看板や日よけ等は「道路占用許可申請」を

道路上に袖看板や日よけ等が出る場合や、工事等で足場や仮囲い等を設置する場合は、道路管理者(区役所等)に許可申請をし許可を得てください。

### 表示面積2.0㎡以下の

### 自家用広告物等は道路占用料が免除されます

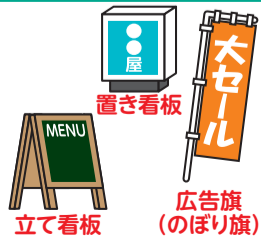
道路占用料が免除になる物件でも、道路占用許可が必要なため申請してください。

許可を受けている場合でも、定期的に点検や補修を行う等、安全な維持管理に努めてください。

### 道路占用許可ができる例



### 道路占用許可ができない例



### 違反広告物をなくしましょう

区では、電柱や街路樹等に貼られた貼り紙・看板等のうち、条例・規則に反した違反広告物を撤去しています。違反広告物を見かけたら、区へご連絡ください。

また、この取り組みをより一層強化し、街の環境美化を図るため、区民の皆さんによる「違反広告物除却協力員制度」を設けています。

### 違反広告物除却協力員として活動しませんか

区では、街中で違法に貼られた貼り紙や貼り札、立看板等の違反広告物をなくし、きれいな街づくりのために活動していただける協力員(ボランティア)を募集しています。

委嘱・活動開始	5月(予定)
対象	区内在住の20歳以上の方、20人程度(申込順)
活動内容	違反広告物(貼り紙)の撤去

### 屋外広告物の表示は許可申請を

屋外広告物は、建物の屋上や外壁に設置されている会社名等の商業広告だけでなく、文字が表示されていない絵や商標、シンボルマーク等も含まれます。区内で屋外広告物の表示等をする場合は、区に許可申請をし許可を得てください。

### 合計面積が一定以下の自家用広告物は、許可申請は必要ありません

- ▶自家用広告物 自己の店舗やテナント等に、その店名や名称等を表示した広告物
- ▶用途地域ごとの合計面積の上限

用途地域	合計面積
第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域等	5㎡以下
第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域等	10㎡以下

